

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年7月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 委 託 名	券面更新用プリンタシステム機器納入設置および賃貸借
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市が指定する場所
(4) 履 行 期 間	契約締結日から令和13年10月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	ア 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 オ 市税に滞納がないこと。
(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和8年7月30日（木）から令和8年8月13日（木）まで （※土・日曜日を除く、午前9時から午後5時まで ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午 までとする。）
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所市民生活部市民課総務担当（本庁舎1階）
(7) 指名（非指名）通知	令和8年8月25日（火）までに電子メールで通知
(8) 入 札	
日 時	令和8年9月2日（水） 午前10時30分（予定）
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎1階 1-A会議室
最低制限価格	設定あり
入札保証金	入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、秋田市財務規則第109条第1項の各号のいずれかに該当したときは、免除する。納付方法については、秋田市財務規則、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。
(9) 契 約 日	令和8年9月8日（火）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 営業経歴書（様式2）

(ウ) 納税証明書（写し可）

市税に未納がないことの証明書（秋田市市民税課又は中央、東部および南部別館を除く各サービスセンターで、「納税証明書（完納証明書）」の発行を受けること。参加申込日前1か月以内に発行されたもの）

(エ) 法人の登記事項証明書（写し可）

参加申込日前3か月以内に発行されたもの

(オ) 誓約書（様式3）

(カ) 入札保証金に関する書類（入保様式1～4のうち必要なもの）

イ 申込書の提出は、持参（土・日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により行ってください。

ウ 申込書等の様式は、市民課総務担当又は秋田市ホームページから入手してください。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名および非指名通知は、電子メールで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

(4) 入札保証金および契約保証金について

秋田市財務規則の規定により、入札保証金および契約保証金の納付が必要となる場合があります。入札保証金については、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」により金額や納付方法、免除できる場合などについて確認してください。契約保証金については、落札後に別途通知します。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市市民生活部市民課総務担当

電 話 018-888-5626

F A X 018-888-5627

E-mail ro-ctct@city.akita.lg.jp